

台湾向け食品に関する原産地証明への都道府県名表記について

原産地証明書は貨物の原産国を証明する書類であり、都道府県等の「産地」までを証明する書類ではありません。しかしながら、このたびの台湾向け食品の輸入規制を受け、台湾衛生福利部食品薬物管理署（FDA）から要求される場合には、徳島商工会議所では特例扱いとして原産地証明書に貨物の産地（都道府県名）を記載すること許容いたします。

なお、本様式の有効性については現地税関が最終的に判断することとなりますので、当所としては保証いたしかねますので、ご容赦くださいますようお願いいたします。

具体的な運用基準については下記のとおりとなりますので、ご確認の上、ご申請くださいますようお願い申し上げます。

記

運用基準（台湾向け食品に関する原産地証明への都道府県名表記）

1. 産地を記載する欄は、原産地証明書の「6欄：Remarks」にご記載ください。

例）Place of Manufacture：Kanagawa（工業品や加工品の場合）

Catching area：Hokkaido（水産品の場合）

※「7欄：description of goods」には記載できません。

2. 根拠資料の1つとして、輸出者発行の商業・インボイスに上記の例と同様に産地をご記載ください。

3. 根拠資料の1つとして、食品衛生法上の営業許可証の写し、農協（JA）の出荷票（産地がわかるものに限る）、各地漁協発行の出荷票（産地がわかるものに限る）、製造証明書、漁獲（養殖）証明書、加工証明書をご提出ください。

※いずれも原則、発行者（製造者、漁獲者等）の社印が押印されたもので、当該輸出貨物を製造・漁獲等したことが明記されているもの。

（商業・インボイスに記載された商品を製造・漁獲等したことが確認できるもの。フォト・コピー可。但し、申請者にて原本の保有が条件）

※なお、日本商工会議所では、サイン証明を活用した産地証明について、引き続き台湾当局でご検討いただけるよう、日本政府を通じて働きかけていく予定です。